

第 43 回 市民まちづくり連続講座 in 明石

明石公園内の旧市立図書館の保存と活用策を探る

市民まちづくり連続講座 43 回目は、市立図書館が明石駅前の再開発ビルに移転したあと宙に浮いている明石公園内の旧市立図書館の行方を取り上げます。

同施設は明石駅前の再開発ビルに新図書館を開設した後、5 年間の経過措置を経て昨年 3 月末で完全閉館になり“空き家”のままになっています。明石市はこの間、土地の所有者である県から「公園敷地利用の目的が終了したのだから、建物を解体し更地にして返却」するように求められたとして、昨年末に「新施設の検討活用と併せて撤去計画を進める」との市長名の文書を提出し、この 3 月議会に「活用計画策定費」を計上し 2024 年度上期にワークショップを実施して活用計画を決定するとしています。

ところが、県立図書館については県が耐震補強工事を実施し、さらに 30 年にわたって使用継続していることや、半世紀にわたって公園に溶け込んだ建築として評価されてきた建築物を解体するよりも丁寧に耐震補強を施して活用するべきだという意見が浮上し、3 月議会でも市に「解体ありき」の再検討を求める議論が行われています。

講座では半世紀前に県・市立図書館の設計を担当した建築家の竹山清明氏を招き、この建物の価値と活用策について話を聴くとともに、新たな施設を建設する市の方針との比較検討を議論します。

第 43 回市民まちづくり連続講座 in 明石

日時 2024 年 4 月 20 日 (土) 午後 1 時 30 分～4 時 30 分

会場 ウィズあかし 市民活動支援センター・フリースペース (明石駅前アスパア明石 8 階)

テーマ 明石公園内の旧市立図書館の保存と活用策を探る

ゲスト：竹山清明さん (建築家、県・市立図書館の設計者) ほか

※無料 ※事前申し込み不要。どなたでも参加できます。会場に直接お越しください。

県・市立図書館一体の公園と共存する景観建築として半世紀

明石市立図書館は県立図書館と一体になった新しいタイプの図書館として 1974 年 10 月に開館し、今秋で 50 年を迎える。当初は併設する市立中央公民館も含めて県立明石公園内への立地に議論もあったが、最終的に図書館活動との一体性ある施設を前提に許可され開館に至った経緯もある。また、公園の樹林との調和など景観上の配慮も求められて、県立図書館とともに県の営繕課が設計して実現した。

市立図書館は 2017 年 1 月に明石駅前の再開発ビルに移転したが、県立図書館は同時期に 2 年かけて耐震補強の改修工事を行い、さらに 30 年利用継続する方針。市立図書館は同館内に残された郷土

資料室を「ふるさと図書館」として利用していたが、図書館としての設置許可期限になっていた昨年 3 月末で閉館し、以降は空き家になっている。

この間、泉市長時代の県と市の対立関係もあって県からは「更地にして返還」を求められていたこともあったが、2022 年 4 月の斎藤知事との会談以降は県も「新施設を検討する中で協議、解決したい」という市の方針を受け入れて「更地にして返せというつもりはない」と軟化していた。

この 3 月市議会では「解体にこだわらず、既存建物を活用する方法も含めて検討するべきだ」という提案も出され、市の対応が注目されている。

回	日 時	テーマと内容	会 場
44	5月18日(土)	条例施行から14年、揺れ動く「市民参画」手続き	ウイズあかし 8F 市民活動センタ
45	6月23日(日)	テーマは未定	ウイズあかし 8F 市民活動センタ

中崎緑地への
消防分署移転

市民参画の手続きでも「条例無視」をこい押し

市民参画提案の“門前払い”に不服と再検討申し立て

中崎緑地の一部を公園区域から除外して中崎消防分署を移転・建て替える計画について、中崎緑地の松林を守る会は市民参画条例に定める市民参画手続きを速やかに実施するよう求める「政策提案」を2月初めに提出したが、市は同19日付けで「政策提案には該当しない」という政策提案該当可否決定書を丸谷市長名で交付しました。

これに対し同会は、市民参画条例第19条に基づく市民の提案を事実上「門前払い」したものと見て同29日、条例の手続きに従いこの決定に不服を申し立て、再検討を求めました。

市長等が市民参画手続きを実施しなければならない事項を定めた条例第6条2項に該当する消防分署建設計画について、条例に定めた市民参画手続きが履行されていないことを指摘しその履行を求めた政策提案に対して「手続きの履行を求めることは政策提案の対象事項にならない」という説明は、明らかに条例の読み誤りであり、政策提案の対象事項を狭く解釈して市民の市政への参画の範囲を狭く閉じ込めようとするもので、市民参画条例と自治基本条例の趣旨を著しく歪める解釈として、到底容認できないものです。

決定通知書に記された幾つかの記載も、事実誤謬と市民参画条例への理解の欠如を露呈したもので、極めて不誠実で、条例の趣旨に反した姿勢が色濃く投影されていると指摘し、決定を見直し再検討するように求めています。

条例の手続きによれば、今後市長は速やかに市民参画推進会議に諮問し、同会議の意見を踏まえてあらためて決定を下すこととなります。

明石公園の「過剰伐採」対応が一段落し2年半を総括

ストップかけた市民団体が活動の足取りまとめ解散へ

築城400年を機に石垣が目立つように石垣周辺など大量の樹木を伐採し、市民の反対運動で2021年末に伐採を中断・中止した明石公園問題は、県が設置した2年間の「県立公園あり方検討会」が今年1月末で終了し、提言書をまとめ一段落した。

とくに、地元明石市や公園利用関係団体、反対運動を起こした市民団体の代表も参加した明石公園部会は2年間で14回の会合や公開ヒアリング、市民ワークショップなどを重ねて提言書をまとめ、今後の新しい公園管理の仕組みや樹木管理に市民の意見を反映する多様な仕組みをまとめ上げた。

こうした動きと並走してきた市民グループの「明石公園の自然を次世代につなぐ会」は、3月初めに「過剰伐採ストップから市民参画の公園づくりへ」と題した2年半の活動を評価検証した総括書をまとめ発行した。20ページにおよぶ総括書は同会のHPにアップされる予定。<https://akashikoen-mirai.org/>

貴重な城下町遺構の保全と顕彰

中崎緑地で市文化財審議会に要望書提出

中崎緑地の松林を守る会は3月15日開かれた第2回明石市文化財保護審議会（冷泉為人会長）に、貴重な城下町遺構である中崎緑地の保全と顕彰対策を講じるように求めた要望書を提出しました。

市役所北側の国道28号北側に沿った中崎緑地は、明石城下町築城時に明石港を掘削した土砂で築かれた土塁で中崎海岸から城下町を防御する海岸堤防の城下町遺構が400年を経て残っている貴重な松林です。

残念ながらそれらを表示し顕彰する表示板すらなく、明治44年竣工の中崎公会堂や大正末のラジオ塔が文化財として表示されているにとどまっています。公会堂のこけら落とし講演で来明した夏目漱石など著名な文人墨客が投宿した大正期建築の旅館も現存するが、文化財としても保全・顕彰対策が取られないまま放置されています。

また、緑地の一面は2年前に都市計画法の公園区域から除外され、このままでは貴重な遺構の将来が危ぶまれます。要望書は、審議会メンバーに現地を確認したうえで何らかの措置を取るよう求めたもので、15日の審議会を傍聴し提出した。